

平成28年 5 月

熊野市議会臨時会会議録

平成28年 5 月 10 日 開会

平成28年 5 月 10 日 閉会

熊 野 市 議 会

平成28年5月熊野市議会臨時会会議録目次

第1日目（5月10日）

出席議員	1
欠席議員	1
説明のため出席した者の職氏名	2
会議に出席した事務局職員の職氏名	2
提出議案	2
議事日程	2
開 会	5
諸般の報告	5
説明のための出席者	5
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
議案の上程	7
提案説明	8
議案第1号	8
議案第2号	8
議案第3号	8
議案第4号	10
報告第1号	11
報告第2号	11
議案の質疑	12
議案第1号の質疑	12
委員会付託の省略	13
討論、採決	14
議案第2号の質疑	14
委員会付託の省略	14
討論、採決	15
議案第3号の質疑	15
委員会付託の省略	15

討論、採決	16
議案第4号の質疑	16
委員会付託	17
報告第1号の質疑	17
報告第2号の質疑	18
委員長報告	18
質疑、討論、採決	19
議長の辞職願について	20
議長の選挙	21
副議長の辞職願について	23
副議長の選挙	25
議案の上程	27
同意案第1号	27
提案説明	27
採決	27
紀南病院組合議会議員の選挙	28
紀南介護保険広域連合議会議員の選挙	29
東紀州農業共済事務組合議会議員の選挙	30
三重県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙	31
閉議	32
閉会	32
署名議員	33

平成28年5月熊野市議会臨時会会議録

(第1日)

平成28年5月10日(火曜日)

平成28年5月熊野市議会臨時会会議録

平成28年5月10日（火曜日）

第 1 日

招集年月日 平成28年5月10日（火）

招集の場所 熊野市議会議場

開 会 平成28年5月10日（火）午前9時00分

開 議 平成28年5月10日（火）午前9時02分

出席議員

1番	川口	朋さん	2番	端無	徹也君
3番	久保	智君	4番	大橋	秀行君
5番	濱	重明君	6番	和田	いく子さん
7番	山田	実君	8番	下田	克彦君
9番	岩本	育久君	10番	樋口	雄史君
11番	山本	洋信君	12番	中田	征治君
13番	前地	林君	14番	前田	桂之助君

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

市	長	河上 敢二 君	副	市	長	山川 勝 君									
総	務	課	長	清嶺地 利夫君	市	民	保	険	課	長	仲 俊光 君				
税	務	課	長	福嶋 雅人 君	農	業	振	興	課	長	尾中 弘明 君				
林	業	振	興	課	長	橋詰 寿人 君	監	査	委	員	事	務	局	長	伊藤 伸 君

職務のため出席者

事	務	局	長	東 佳広 君	次	長	兼	庶	務	係	長	勝田 悦生 君			
議	事	係	長	植中 徳樹 君	庶	務	係	上	西 ゆみ さん						

提出議案

議案第1号 専決処分の承認について

議案第2号 専決処分の承認について

議案第3号 専決処分の承認について

議案第4号 熊野市特別職の職員の給料及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例案

報告第1号 専決処分の報告について

報告第2号 専決処分の報告について

同意案第1号 熊野市監査委員の選任について

議事日程

開 会

諸般の報告

- 1 第99回東海市議会議長会定期総会 出席報告
- 2 議員調査活動実績報告
- 3 説明員の報告

開 議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

[提案理由、内容説明、質疑、討論、採決]

日程第3 議案第1号 専決処分の承認について

日程第4 議案第2号 専決処分の承認について

日程第5 議案第3号 専決処分の承認について

[提案理由、内容説明、質疑、委員会付託、委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、採決]

日程第6 議案第4号 熊野市特別職の職員の給料及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例案

[提案理由、内容説明、質疑]

日程第7 報告第1号 専決処分の報告について

日程第8 報告第2号 専決処分の報告について

議事日程追加

議長の辞職願について

議長の選挙

副議長の辞職願について

副議長の選挙

[提案理由、採決]

日程第9 同意案第1号 熊野市監査委員の選任について

[選挙]

日程第10 紀南病院組合議会議員の選挙

日程第11 紀南介護保険広域連合議会議員の選挙

日程第12 東紀州農業共済事務組合議会議員の選挙

日程第13 三重県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

閉 議

閉 会

午前 9時 00分 開会

開会・開議

○議長（樋口雄史君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。

開会に当たり、議会を代表いたしまして申し上げます。

このたびの熊本地震により犠牲となられました方々に対して哀悼の意をあらわすとともに、被災された皆様に心よりお見舞いを申し上げます。一日も早い復旧と皆様のご健康を心からお祈り申し上げます。

それでは、定足数に達しておりますので、これより平成28年5月熊野市議会臨時会を開会いたします。

諸 報 告

○議長（樋口雄史君） 開議に先立ち、諸般の報告については、去る4月21日、第99回東海市議会議長会定期総会が岐阜市において開催され、私と副議長が出席をいたしました。

その席上、前地林議員が在職15年、和田いく子議員、濱重明議員が在職10年の表彰に浴しましたので、ご報告申し上げます。

また、下田克彦議員、和田いく子議員、濱重明議員、大橋秀行議員、久保智議員、私、樋口雄史が議員調査活動を行いました。その報告書はお手元に配付いたしておりますので、ご了承願います。

説明のための出席者

○議長（樋口雄史君） 次に、地方自治法第121条第1項の規定により、関係当局に説明員の出席を求めたところ、お手元に配付いたしております文書のとおり通知を受けております。

○議長（樋口雄史君） これより本日の会議を開きます。
議事日程はお手元に配付のとおりであります。

会議録署名議員の指名

○議長（樋口雄史君） 日程第1 今期臨時会の「会議録署名議員の指名」を行います。
会議規則第86条の規定により、議長において、
5番 濱 重明 議員
14番 前田桂之助 議員
を指名いたします。

会期の決定

○議長（樋口雄史君） 日程第2 「会期の決定」を議題といたします。
お諮りいたします。
今期臨時会の会期については、本日1日間とすることにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（樋口雄史君） ご異議なしと認めます。
よって、今期臨時会の会期は、本日1日間と決しました。

議案の上程（議案第1号～報告第2号）

○議長（樋口雄史君） 日程第3 議案第1号「専決処分の承認について」から日程第8 報告第2号「専決処分の報告について」まで、以上6件を一括議題といたします。

提案説明

○議長（樋口雄史君） 市長の提案理由の説明を求めます。
市長。

（市長 河上敢二君 登壇）

○市長（河上敢二君） おはようございます。

議長からもお話がございましたけれども、今回の熊本・大分の地震によって多くの方が亡くなられ、被災をされております。私からも、心からお悔やみを申し上げますとともに、お見舞いを申し上げたいと存じます。また、一日も早い復旧・復興を心から願うところでございます。

平成28年5月熊野市議会臨時会に提出いたしました議案につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案第1号「専決処分の承認について」につきましては、改正された行政不服審査法が平成28年4月1日から施行されることに伴い、地方自治法第179条第1項の規定により熊野市固定審査評価審査委員会条例の一部を改正する条例を専決処分しましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、その承認を求めるものであります。

議案第2号「専決処分の承認について」につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が平成28年3月31日に公布され、本年4月1日から施行されることに伴い、地方自治法第179条第1項の規定により熊野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分しましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、その承認を求めるものであります。

議案第3号「専決処分の承認について」につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が平成28年3月31日に公布され、本年4月1日から施行されることに伴い、地方

自治法第179条第1項の規定により熊野市税条例等の一部を改正する条例を専決処分しましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、その承認を求めるものであります。

議案第4号「熊野市特別職の職員の給料及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例案」につきましては、職員等の不適正事務処理に対する管理責任として、私及び副市長の平成28年6月の給料月額を100分の15の減額とするため、条例を改正しようとするものであります。

以上で議案の提案理由の説明を終わり、次に報告事項についてご説明申し上げます。

報告第1号「専決処分の報告について」につきましては、平成28年3月8日、新鹿町地内で発生しました自動車事故について、地方自治法第180条第1項の規定により平成28年3月31日、損害賠償の額を定めることについて専決処分したため、同条第2項の規定により報告するものであります。

報告第2号「専決処分の報告について」につきましては、平成28年3月12日、大阪市内で発生しました自動車事故について、地方自治法第180条第1項の規定により平成28年3月31日、損害賠償の額を定めることについて専決処分したため、同条第2項の規定により報告するものであります。

以上、提案の理由をご説明申し上げます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

上程議案の内容説明

○議長（樋口雄史君） 次に、内容の説明を求めます。

議案第1号、議案第2号及び議案第3号について。

税務課長。

（税務課長 福嶋雅人君 登壇）

○税務課長（福嶋雅人君） 議案第1号、議案第2号及び議案第3号につきましてご説明申し上げます。

初めに、議案第1号「専決処分の承認について」につきまして、その内容をご説明申し上げます。

議案集の3ページをごらんください。

熊野市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の改正内容について、新旧

対照表でご説明申し上げます。

議事についての調書の作成について定めた第12条について、第1項中にあります「前3条」を「第7条から第9条まで」に改めるものでございます。このことにつきましては、行政不服審査法が平成28年4月1日から施行されることに伴い、本年2月熊野市議会定例会においてご承認いただきました熊野市固定資産評価審査委員会条例の改正において、改正前の第10条が第12条にずれたことにより、所要の規定の整備を行ったものであります。

議事の調書の作成について定めた内容については、変更はございません。

附則につきましては、施行日を平成28年4月1日とするものであります。

続きまして、議案第2号「専決処分の承認について」につきまして、その内容をご説明申し上げます。

議案集の6ページをごらんください。

熊野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の改正内容は、基礎課税額に係る限度額及び後期高齢者支援金等課税額に係る限度額の引き上げなどに関するものであります。

初めに、第2条第2項は保険税の課税額のうち基礎課税額の限度額を「52万円」から「54万円」に、また、同条第3項は後期高齢者支援金等課税額の限度額を「17万円」から「19万円」に、それぞれ引き上げるものであります。

6ページから7ページにかけての保険税の減額について定めた第28条柱書きは、減額して得た額が限度額を超える場合には限度額とすると定めた規定であり、その限度額についても先ほどと同様に引き上げるものであります。

同条第2号は、保険税の5割減額が適用されるかどうかの判断基準である総所得金額等の計算において、被保険者及び特定同一世帯所得者1人につき加算する金額「26万円」を「26万5,000円」に改正するものであります。

また、同条第3号は、保険税の2割軽減が適用されるかどうかの判断基準である総所得金額等の計算において、被保険者及び特定同一世帯所得者1人につき加算する額「47万円」を「48万円」に改正するものであります。

附則は、施行期日を平成28年4月1日とし、経過措置を定めたものであります。

続きまして、議案第3号「専決処分の承認について」につきまして、その内容をご説明申し上げます。

議案集の10ページをごらんください。

熊野市税条例等の一部を改正する条例の改正内容のうち、第1条、熊野市条例の一部を改正する条例の改正内容について、新旧対照表でご説明申し上げます。

固定資産税の非課税の規定を受けようとする者がすべき申告について定めた第56条柱書きにございます「独立行政法人労働者健康福祉機構」を「独立行政法人労働者健康安全機構」に改め、独立行政法人労働者健康安全機構の固定資産のうち医療関係者の養成所において直接教育の用に使用するものに限定して非課税の規定を受けることができると規定するものでございます。

このことにつきましては、改正前の独立行政法人労働者健康福祉機構が独立行政法人労働者安全衛生総合研究所と統合し、平成28年4月より独立行政法人労働者健康安全機構として発足したことによるものでございます。

次に、議案集11ページをごらんください。

第2条、熊野市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する内容につきましてご説明申し上げます。

平成27年11月熊野市議会定例会でご承認いただきました熊野市税条例等の一部を改正する条例の附則第5条、市たばこ税に関する経過措置について所要の整備を行うものでございまして、11ページから16ページにかけましての附則第5条第3項、同条第7項、同条第10項、同条第12項及び同条第14項の表中にあります各欄に掲げる下線に示す字句を整備するものでございまして、経過措置の内容についての変更はございません。

附則につきましては、施行日を平成28年4月1日とするものであります。

以上、ご説明申し上げます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（樋口雄史君） 次に、議案第4号について。

総務課長。

（総務課長 清嶺地利夫君 登壇）

○総務課長（清嶺地利夫君） 議案第4号「熊野市特別職の職員の給料及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例案」につきまして、その内容をご説明申し上げます。

議案集の17ページをごらんください。

本条例は、職員等が不適切な事務処理を行ったことに対する市長、副市長の管理責任などとして給料月額を減額するため、条例を改正しようとするものであります。

その内容ですが、附則におきまして、第3項で、平成28年6月1日から平成28年6月

30日までの給料月額の措置として、同期間において、本条例第1条第1項に掲げる市長及び副市長に対する給料月額に当たっては、当該給料月額から当該給料月額に100分の15を乗じた得た額に相当する額を減ずる規定を加えようとするものであります。

この条例の附則につきましては、公布の日から施行することと定めてあります。

以上、議案第4号につきまして、その内容をご説明申し上げました。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（樋口雄史君） 次に、報告第1号について。

林業振興課長。

（林業振興課長 橋詰寿人君 登壇）

○林業振興課長（橋詰寿人君） おはようございます。

報告第1号「専決処分の報告について」につきまして、その内容をご説明申し上げます。

議案集の18ページ、19ページをごらんください。

本報告は、林道浅谷線における自動車事故について、地方自治法第180条第1項の規定により損害賠償の額を定めることについて専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

事故の内容は、平成28年3月8日午前10時ごろ、熊野市新鹿町地内の林道浅谷越線において、横断溝の段差により相手方が運転する普通乗用車の前輪右側のタイヤを損傷させ損害を与えたものです。

この事故により相手方に与えた損害額は2万7,540円で、全額を支払うことで合意が得られましたので、平成28年3月31日、専決処分をいたしました。

以上、ご報告申し上げます。よろしくお願ひいたします。

○議長（樋口雄史君） 次に、報告第2号について。

農業振興課長。

（農業振興課長 尾中弘明君 登壇）

○農業振興課長（尾中弘明君） 報告第2号「専決処分の報告について」につきまして、その内容をご説明申し上げます。

議案集の20ページ、21ページをごらんください。

本報告は、農業振興課公用車による事故について、地方自治法第180条第1項の規定により損害賠償の額を定めることについて専決処分をいたしましたので、同条第2項の

規定により報告するものでございます。

事故の内容は、平成28年3月12日午後4時ごろ、大阪府大阪市旭区千林2丁目4の駐車場において、職員が公務で特産品販売を終え、駐車中の公用車を発進させる際に、左隣に駐車していた相手方所有の軽自動車に接触し、当該車両に損害を与えたものでございます。

この事故により相手方に与えた損害額は27万1,879円で、全額を支払うことで合意が得られましたので、平成28年3月31日、専決処分をいたしました。

以上、ご報告申し上げます。よろしくお願い申し上げます。まことに申しわけございませんでした。

質 疑

○議長（樋口雄史君） 日程第3 議案第1号「専決処分の承認について」を議題とし、これより質疑に入ります。

質疑。

中田議員。

○12番（中田征治君） おはようございます。

ちょっと質疑させていただきたいんですけども、この条例は前に改正があって2項目減ったのかな。そして繰り上がってるのをもとに第10号と書いてあるんだと思いますけれども、今、熊野市のホームページでアップされてる例規集の中は古いままなんです。だから、資料として印刷すると10条じゃなしに12条になって出てくるんですね。あれ、公文書ではないんです。公式にアップされてる例規集からするとどうしても12条しか出てこないんです。そして、出てきた議案は10条になってる。そのあたり、もしそんなタイムラグがあるんなら、今の新しいのを、審査したのは私たちですけども、どうして資料として、いつも総務課によく言うんですけども、ええっと思ったんですね、条が合わないから。そしたら、そういう資料がどうして出ないのかなと、その辺お伺いしたいんですけども。

○議長（樋口雄史君） 税務課長。

○税務課長（福嶋雅人君） ホームページにアップされております条例につきまして、先般の定例会におきまして承認いただきました改正後の条例がまだアップされていないとい

うことですので、早急にアップして、市民の皆様には誤解のないようにしていきたいと思っております。

○議長（樋口雄史君） 中田議員。

○12番（中田征治君） 議案としては問題はないわけですがけれども、本当は、私でもそうですけれども、結局は、議案書の古いのを引っ張り回してわかりにくい改正案を見るよりはこれを大体見るんです。それで、きのうのきょうならいいですがけれども、そうじゃなしに、本当こういうものはここで言うべきじゃないかもわかりませんが、わかりよいように今後、議会を通して成立したわけですからね。やっておいてもらわないと、本当ゆうべ寝やんと考えました。それで、改正があったんかなと思ったら改正がありましたけれども、そのあたり本当、議案として不備に近いですから、よろしく願いするというか、質疑には向かんですけれども、早急に改正をお願いします。

○議長（樋口雄史君） 税務課長。

○税務課長（福嶋雅人君） どうしても改正と、それをアップするタイムラグというのが生じてしまいましたことにつきまして、今後、気をつけていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（樋口雄史君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（樋口雄史君） これにて、議案第1号の質疑を終結いたします。

委員会付託の省略

○議長（樋口雄史君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第1号「専決処分の承認について」は、会議規則第36条第3項の規定により委員会への付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（樋口雄史君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号「専決処分の承認について」は、委員会への付託を省略することに決しました。

討 論

- 議長（樋口雄史君） これより討論を行います。
（「省 略」と呼ぶ者あり）
- 議長（樋口雄史君） これにて討論を終結いたします。

採 決

- 議長（樋口雄史君） これより採決いたします。
日程第3 議案第1号「専決処分の承認について」は、これを承認することにご異議
ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（樋口雄史君） ご異議なしと認めます。
よって、議案第1号「専決処分の承認について」は、これを承認することに決しまし
た。

質 疑

- 議長（樋口雄史君） 日程第4 議案第2号「専決処分の承認について」を議題とし、
これより質疑に入ります。
質疑はありませんか。
（「な し」と呼ぶ者あり）
- 議長（樋口雄史君） これにて議案第2号の質疑を終結いたします。

委員会付託の省略

- 議長（樋口雄史君） お諮りいたします。
ただいま議題となっております議案第2号「専決処分の承認について」は、会議規則
第36条第3項の規定により委員会への付託を省略いたしたいと思っておりますが、これにご異
議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(樋口雄史君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号「専決処分の承認について」は、委員会への付託を省略することに決しました。

討 論

○議長(樋口雄史君) これより討論を行います。

(「省 略」と呼ぶ者あり)

○議長(樋口雄史君) これにて討論を終結いたします。

採 決

○議長(樋口雄史君) これより採決いたします。

日程第4 議案第2号「専決処分の承認について」は、これを承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(樋口雄史君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、これを承認することに決しました。

質 疑

○議長(樋口雄史君) 日程第5 議案第3号「専決処分の承認について」を議題とし、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

○議長(樋口雄史君) これにて議案第3号の質疑を終結いたします。

委員会付託の省略

○議長（樋口雄史君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第3号「専決処分の承認について」は、会議規則第36条第3項の規定により委員会への付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（樋口雄史君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号「専決処分の承認について」は、委員会への付託を省略することに決しました。

討 論

○議長（樋口雄史君） これより討論を行います。

（「省 略」と呼ぶ者あり）

○議長（樋口雄史君） これにて討論を終結いたします。

採 決

○議長（樋口雄史君） これより採決いたします。

日程第5 議案第3号「専決処分の承認について」は、これを承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（樋口雄史君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号「専決処分の承認について」は、これを承認することに決しました。

質 疑

○議長（樋口雄史君） 日程第6 議案第4号「熊野市特別職の職員の給料及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例案」を議題として、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

下田議員。

○8番（下田克彦君） 議案第4号について、委員会に付託もされますけれども、もうこの場で質疑をさせていただきたいと思います。

当然、懲罰委員会が開かれての結果だと思えます。懲罰委員会の開催日と、今回この経過に至った経緯についてご説明をいただきたいと思えます。

○議長（樋口雄史君） 総務課長。

○総務課長（清嶺地利夫君） この件については、懲罰委員会は開いておりません。職員の懲罰委員会につきましては3月30日に開きました。

○議長（樋口雄史君） 下田議員。

○8番（下田克彦君） それでは、この結果についてはどこでどう判断したということか説明いただけますか。

○議長（樋口雄史君） 総務課長。

○総務課長（清嶺地利夫君） これは、市長は特別職の関係でありますので、市長につきましては政治責任的な形でこういう条例を出させてもらって、条例改正を行うということで、民主的な管理下において行っていただくということで出させていただきました。

○議長（樋口雄史君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（樋口雄史君） これにて議案第4号の質疑を終結いたします。

委員会付託

○議長（樋口雄史君） ただいま議題となっております議案第4号は、総務厚生常任委員会に付託いたします。

質 疑

○議長（樋口雄史君） 日程第7 報告第1号「専決処分の報告について」を議題として、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（樋口雄史君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件は報告事項のため、これをもって終わります。

質 疑

○議長（樋口雄史君） 日程第8 報告第2号「専決処分の報告について」を議題として、
質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（樋口雄史君） これにて報告第2号の質疑を終結いたします。

本件は報告事項のため、これをもって終わります。

○議長（樋口雄史君） それでは、委員会審査のため、暫時休憩いたします。

（午前 9時 30分）

○議長（樋口雄史君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 10時 00分）

総務厚生常任委員長報告

○議長（樋口雄史君） 日程第6 議案第4号「熊野市特別職の職員の給料及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例案」を議題といたします。

本件については、委員会へ付託審査となっておりましたので、この際、委員長報告及び報告に対する質疑に入ります。

山田委員。

（総務厚生常任委員長 山田 実君 登壇）

○総務厚生常任委員長（山田 実君） それでは、総務厚生常任委員会に付託されました議案について、審査の経過及び結果をご報告申し上げます。

先ほど委員会を開催し、関係課職員の出席を求め慎重審査した結果、議案第4号「熊野市特別職の職員の給料及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例案」につきましては、全会一致をもって原案を可とすることに決しました。

以上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

総務厚生常任委員長報告に対する質疑

○議長（樋口雄史君） これより、総務厚生常任委員長の報告に対する質疑に入ります。

総務厚生常任委員長の報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（樋口雄史君） これにて総務厚生常任委員長の報告に対する質疑を終結いたします。

討 論

○議長（樋口雄史君） 日程第6 議案第4号「熊野市特別職の職員の給料及び旅費等に
関する条例の一部を改正する条例案」を議題とし、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（樋口雄史君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採 決

○議長（樋口雄史君） これより採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（樋口雄史君） ご異議なしと認めます。

○議長（樋口雄史君） よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。執行部は退場してください。

（午前 10時 02分）

○議長（樋口雄史君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 10時 03分）

議長の辞職願について

○議長（樋口雄史君） 私、一身上の都合により議長の辞職願を副議長に提出いたしましたので、この際副議長と交代いたします。

（副議長、議長席へ着席）

○副議長（和田いく子さん） 樋口議員が辞職願を提出されましたので、議長を交代いたしました。議事運営にご協力をお願いいたします。

お諮りいたします。

この際、議長辞職の件を日程に追加し直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（和田いく子さん） ご異議なしと認めます。

よって、この際、議長辞職の件を日程に追加し、直ちに議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、10番 樋口議員の退席を求めます。

（10番 樋口雄史君 退席）

○副議長（和田いく子さん） 局長に議長辞職願を朗読いたさせます。

（事務局長 東 佳広君 朗読）

○副議長（和田いく子さん） お諮りいたします。

樋口雄史議員の議長辞職を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（和田いく子さん） ご異議なしと認めます。

よって、樋口雄史議員の議長辞職を許可することに決しました。

（10番 樋口雄史君 着席）

○副議長（和田いく子さん） 10番 樋口雄史議員から発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

樋口議員。

（10番 樋口雄史君 登壇）

○10番（樋口雄史君） 議長辞職に当たりまして、お礼のご挨拶を申し上げます。

昨年5月から議長という職務を担わせていただきまして、本当に有意義な1年でした。特に議員の皆様には、私の至らぬところを支えていただきまして、また議会運営に全面的にご協力いただきましたことを、この場をおかりして改めて感謝申し上げます。本当に皆さん、ありがとうございました。

今後は、一議員としてその職責をしっかりと全うできるよう努めてまいります。皆さん、本当に1年ありがとうございました。

（拍 手）

議長の選挙

○副議長（和田いく子さん） ただいま議長が欠員となりました。

お諮りいたします。

この際、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（和田いく子さん） ご異議なしと認めます。

よって、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行います。

選挙の方法は投票とし、投票は単記無記名といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（和田いく子さん） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は投票といたします。

議場の閉鎖を命じます。

（ 議 場 の 閉 鎖 ）

○副議長（和田いく子さん） ただいまの出席議員は14名であります。

投票用紙を配付いたさせます。

（ 投 票 用 紙 配 付 ）

○副議長（和田いく子さん） 投票用紙の配付漏れはありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（和田いく子さん） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

（投票箱の点検）

○副議長（和田いく子さん） 異状なしと認めます。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票をお願いいたします。

局長に点呼を命じます。

（局長の点呼に従い投票）

○副議長（和田いく子さん） 投票漏れはございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（和田いく子さん） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

（議場の開鎖）

○副議長（和田いく子さん） 開票を行います。

会議規則第30条第2項の規定により、立会人に、

1番 川口朋議員、5番 濱重明議員、11番 山本洋信議員を指名いたします。

ただいま指名をいたしました3人の諸君の立ち会いをお願いいたします。

（立ち会いのもと開票）

○副議長（和田いく子さん） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 14票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち有効投票 13票、無効投票 1票、うち白票1票であります。

有効投票中、前地林議員 13票。

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は3.25票であります。

よって、前地林議員が議長に当選されました。

前地林議員が議長におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により、告知をいたします。

前地議員の発言を許可します。

前地議員。

(新議長 前地 林君 登壇)

○新議長(前地 林君) このたび熊野市議会の議長に選出いただき、ありがとうございます。再度の議長職とはいえ、責任の重さを痛感しています。特に、前任の議長が続けてきた議会改革は今後も進めていかなければならないと思っています。

今後、私は議会の和に心がけていきたいと感じています。日本には、和をもって尊しとなすという古くからの言葉があります。これは、皆さんよくご存じの聖徳太子の十七条憲法の第1条でございます。この言葉の意味は、今まではとにかく角を立てず丸くいくこうというものと簡単に考えていましたが、本来の意味は議会の根源をなすもので、この意味は、激論を重ねさまざまな人の意見を酌み取り、多数決に至りやすい会議をいさめ、正しい結論を導き出すものとする言葉です。これは、議会と執行部の二元制確立には大きな意味を持ちます。議会は和をもって執行部に意見を物申さなければ、是々非々とはなりません。

私は、今後、議員同士は角を立てない和をもっていきたいと思えます。議会は激論の末の和をもっていきたいと思えます。常にこの両方の和を使い分ければと思っています。この1年間の皆様のご理解とご支援をお願いして、短いですが議長就任の挨拶とさせていただきます。よろしく申し上げます。

(拍手)

○副議長(和田いく子さん) 議事運営にご協力いただき、ありがとうございました。

新議長と交代いたします。

議長、議長席にお着き願います。

(新議長、議長席へ着席)

○議長(前地 林君) ただいま交代いたしました。

議事運営にご協力をお願いいたします。

副議長の辞職願について

○議長(前地 林君) ただいま副議長、和田いく子議員から副議長の辞職願が提出され

ました。

お諮りいたします。

この際、副議長辞職の件を日程に追加し直ちに議題にすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前地 林君) ご異議なしと認めます。

よって、この際、副議長辞職の件を日程に追加し、直ちに議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、和田議員の退席を求めます。

(6番 和田いく子さん 退席)

○議長(前地 林君) 局長に副議長辞職願を朗読いたさせます。

(事務局長 東 佳広君 朗読)

○議長(前地 林君) お諮りいたします。

和田いく子議員の副議長辞職を許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前地 林君) ご異議なしと認めます。

よって、和田いく子議員の副議長辞職を許可することに決しました。

(6番 和田いく子さん 着席)

○議長(前地 林君) 和田いく子議員から発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

和田議員。

(6番 和田いく子さん 登壇)

○6番(和田いく子さん) 私、副議長辞職に際し一言ご挨拶申し上げます。

この1年間、無事務めることができましたのも、ひとえに議員の皆様の温かいご支援に支えていただいたおかげと心から感謝申し上げます。

心に残ったことは、地域懇談会を通じ住民との出会い、交流を深めることができたことと、改めて地域づくりの大切さを教えられたことでした。

これからは一議員として、自分の夢でもあります観光集客による地域の活性化や、高齢者が安心して元気に住み暮らせるまちづくりに邁進してまいりたいと考えております。

まことにありがとうございました。

(拍手)

副議長の選挙

○議長（前地 林君） ただいま副議長が欠員となりました。

お諮りいたします。

この際、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前地 林君） 異議なしと認めます。

よって、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法は投票とし、投票は単記無記名といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前地 林君） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は投票といたします。

議場の閉鎖を命じます。

（ 議 場 の 閉 鎖 ）

○議長（前地 林君） ただいまの出席議員は14名であります。

投票用紙を配付いたさせます。

（ 投 票 用 紙 配 付 ）

○議長（前地 林君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

○議長（前地 林君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

（ 投 票 箱 の 点 検 ）

○議長（前地 林君） 異状なしと認めます。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票をお願いいたします。

局長に点呼を命じます。

(局長の点呼に従い投票)

○議長(前地 林君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前地 林君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場の開鎖)

○議長(前地 林君) 開票を行います。

会議規則第30条第2項の規定により、立会人に、

1番 川口朋議員、5番 濱重明議員、11番 山本洋信議員を指名いたします。

ただいま指名いたしました3人の諸君の立ち会いをお願いいたします。

(立ち会いのもと開票)

○議長(前地 林君) 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 14票、これは先ほどの出席議員の数に符合いたしております。

そのうち有効投票 12票、無効投票 2票、うち白票2票であります。

有効投票中、山田実議員 12票。

以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は3.00票であります。

よって、山田実議員が副議長に当選されました。

山田実議員が議長におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により、告知いたします。

山田議員の発言を許します。

山田議員。

(新副議長 山田 実君 登壇)

○新副議長(山田 実君) このたびは熊野市議会副議長にご推挙いただきまして、まことにありがとうございます。

新議長のもと、しっかりと議会運営をサポートし、議長とともにこれからの議会改革や、また地方創生関係の議会を取り巻く環境の中で、しっかりと皆様からご理解をいただきながら指導していただき、しっかりと頑張っていきたいと思います。

どうぞこれからよろしく願いいたします。

(拍 手)

○議長（前地 林君） 暫時休憩いたします。

(午前 10時 40分)

○議長（前地 林君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 11時 20分)

議案の上程（同意案第1号）

○議長（前地 林君） 日程第9 同意案第1号「熊野市監査委員の選任について」を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、下田克彦議員の退席を求めます。

(8番 下田克彦君 退席)

提案説明

○議長（前地 林君） 市長の提案理由の説明を求めます。

市長。

(市長 河上敢二君 登壇)

○市長（河上敢二君） 本臨時会に提出いたしました同意案につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

同意案第1号「熊野市監査委員の選任について」につきましては、議員のうちから選任する監査委員として下田克彦議員を選任いたしたいので、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。

よろしくご賛同賜りますようお願い申し上げます。

採 決

○議長（前地 林君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております同意案第1号「熊野市監査委員の選任について」は、所定の手続を省略してこれに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前地 林君） ご異議なしと認めます。

よって、同意案第1号「熊野市監査委員の選任について」は、これに同意することに決しました。

（8番 下田克彦君 着席）

紀南病院組合議会議員の選挙について

○議長（前地 林君） 日程第10 「紀南病院組合議会議員の選挙」を行います。

この選挙は、紀南病院組合同規約第5条の規定により、本市議会議員のうちから5名の議員を選挙するものであります。

お諮りいたします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前地 林君） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることと決しました。

お諮りいたします。

指名の方法は、議長において指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前地 林君） ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

紀南病院組合議会議員に、4番 大橋秀行議員、5番 濱重明議員、9番 岩本育久議員、11番 山本洋信議員、12番 中田征治議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました5名の議員を紀南病院組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前地 林君) ご異議なしと認めます。

よって、ただいま議長において指名いたしました5名の議員が紀南病院組合議会議員に当選されました。

大橋秀行議員、濱重明議員、岩本育久議員、山本洋信議員、中田征治議員が議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により告知いたします。

紀南介護保険広域連合議会議員の選挙について

○議長(前地 林君) 日程第11 「紀南介護保険広域連合議会議員の選挙」を行います。

この選挙は、紀南介護保険広域連合規約第8条の規定により、本市議会議員のうちから5名の議員を選挙するものであります。

お諮りいたします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前地 林君) ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることと決しました。

お諮りいたします。

指名の方法は、議長において指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前地 林君) ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

紀南介護保険広域連合議会議員に、1番 川口朋議員、2番 端無徹也議員、3番 久

保智議員、6番 和田いく子議員、14番 前田桂之助議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました5名の議員を紀南介護保険広域連合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前地 林君) ご異議なしと認めます。

よって、ただいま議長において指名いたしました5名の議員が紀南介護保険広域連合議会議員に当選されました。

川口朋議員、端無徹也議員、久保智議員、和田いく子議員、前田桂之助議員が議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により告知いたします。

東紀州農業共済事務組合議会議員の選挙について

○議長(前地 林君) 日程第12 「東紀州農業共済事務組合議会議員の選挙」を行います。

この選挙は、東紀州農業共済事務組合同規約第5条の規定により、本市議会の議員のうちから2名の議員を選挙するものであります。

お諮りいたします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前地 林君) ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることと決しました。

お諮りいたします。

指名の方法は、議長において指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前地 林君) ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

東紀州農業共済事務組合議会議員に、7番 山田実議員、10番 樋口雄史議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました2名の議員を東紀州農業共済事務組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前地 林君) ご異議なしと認めます。

よって、ただいま議長において指名いたしました2名の議員が東紀州農業共済事務組合議会議員に当選されました。

山田実議員、樋口雄史議員が議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により告知いたします。

三重県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

○議長(前地 林君) 日程第13 「三重県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について」を議題といたします。

お諮りいたします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前地 林君) ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。

指名の方法は、議長において指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前地 林君) ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

三重県後期高齢者医療広域連合議会議員に、私、前地林を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました議員を三重県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人として定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前地 林君) ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました私、前地林が三重県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選いたしました。

会議規則第31条第2項の規定により、当選人に対して告知いたします。

閉 議

○議長(前地 林君) 以上をもちまして、今期臨時会に付議されました事件は全て議了いたしました。

閉 会

○議長(前地 林君) これにて、平成28年5月熊野市議会臨時会を閉会いたします。ご苦勞さまでした。

午前 11時 30分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

熊野市議会議長 _____

署 名 議 員 _____

署 名 議 員 _____

熊野市議会旧議長 _____

熊野市議会旧副議長 _____